

2022年3月吉日

お客さま各位

『共通印鑑票』のご案内

平素は当組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

当組合では、預金口座開設手続きの簡素化とお客さま利便性の向上を図るため、2022年4月より預金取引にご使用いただくご印鑑を1つに統一した『共通印鑑票』の取扱いを開始いたしますのでご案内申し上げます。

現在、預金口座の開設またはご新規お預け入れの際に、お客さまからお取引印鑑をお届出いただいている「個別印鑑票」の取扱いから、初回のお届出以降のご預金のお申込み時にはお取引印鑑をお届出いただく必要がなくなり、払戻しされる場合にお取引印鑑が分かりやすくなる『共通印鑑票』を取扱いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点につきましては、お手数ですがお取引店にお問い合わせください。

記

【共通印鑑のお取扱について】

- (1) 2022年4月以降にご契約される「預積金（当座預金を除く）および出資金」が共通印鑑の対象となります。
- (2) 『共通印鑑票』のお届出以降の「預積金（当座預金を除く）および出資金」に使用する取引印鑑は、『共通印鑑票』のお届出印となります。
- (3) すでに「個別印鑑票」でのお取引があるお客さまにつきましても、所定の手続きを行っていただくことにより『共通印鑑票』に切り替えることができます。

【ご注意事項】

- ①当座勘定取引（当座預金）については、従来通りお取引印鑑の届出が必要となります。
- ②『共通印鑑票』の手続きに際しては、預金名義人さま及び代理人さまの本人確認資料をご提示ください。
- ③共通印鑑へ切り替え手続きの際には、現在お使いの取引印鑑をすべてご用意ください。
- ④キャッシュカード発行、各種口座振替のお申込み、取引変更届（氏名・住所等）等の際には、お届印が必要となります。

以上